

平成 23 年

第 4 回市議会定例会 議案第 17 号

函館市子ども医療費助成条例の一部改正について

函館市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

函館市子ども医療費助成条例（昭和 48 年函館市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「12 歳」を「15 歳」に改める。

附 則

- 1 この条例は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の函館市子ども医療費助成条例の規定は，この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し，同日前に行われた医療に関する給付については，なお従前の例による。

（提案理由）

医療費の助成の対象となる者の範囲を 15 歳まで拡大するため